

「令和8年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」に係る
提案書作成要領等に関する質問書への回答

件名：令和8年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託

No.	質問内容	回答
1	<p>5 支援対象者 (1) 転居支援業務</p> <p>【カ ウからオの他、生活困窮者自立支援法に基づく本市の自立相談支援事業対象者のうち、区福祉保健センター長が必要と認める者】</p> <p>【キ その他、区が支援を必要と判断する者のうち、健康福祉局生活支援課、受託者で支援が適当と認めた者】</p> <p>上記ですが、一部内容が被っているように感じます内容等あれば、教えてほしいです。</p> <p>また上記の流れで、生活困窮者自立支援制度や生活保護受給者の依頼件数が想定している件数を超えた際に、契約内容についての協議は想定しているのでしょうか。</p>	<p>●キの対象者としては、生活保護制度についてはア・イにはあたらない者、生活困窮者自立支援制度についてはウからカにはあたらない者であって、支援を必要とする者とします。</p> <p>いずれも想定している件数の範囲内で実施します。</p>
2	<p>6 業務内容 (1)</p> <p>転居支援業務の緊急連絡先引き受けについて</p> <p>引受けについては、概算見積もり内に含まれているという認識で構いませんでしょうか</p>	<p>●概算業務価格の中に含まれています。</p>